

維持管理計画

基準項目	対応
受け入れる産業廃棄物の種類及び量の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れるのは、プロセス廃液のみとする。</li> <li>・COD分析を1回/月実施する。</li> <li>・処理施設の受入量は36t/日以下とし、毎日記録する。</li> </ul>
施設への産業廃棄物の投入量の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設へは、ポンプで1,500kg/時間以下の量で連続で投入する。投入量は、毎直（8時間に1回）記録する。</li> </ul>
焼却灰の熱しゃく減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰は発生しない。</li> </ul>
運転開始時の炉温の上昇のさせかた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転を開始する場合には、助燃油のみを燃焼させ、炉温を800℃以上に昇温してから、産業廃棄物の投入を開始する。</li> <li>・投入量は徐々に増やしていく。</li> </ul>
燃焼室の燃焼ガス温度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼ガスの温度は800℃以上に保つ。</li> </ul>
運転停止時の炉温の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転を停止する場合には、産業廃棄物の投入を停止後、助燃油のみを燃焼させ炉温を800℃以上に保ち、産業廃棄物を完全に燃焼させる。</li> </ul>
燃焼室の燃焼ガス温度の測定・記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼室の燃焼ガス温度は、連続測定し、記録する。</li> </ul>
集じん機に流入する燃焼ガスの冷却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃焼ガスを200℃以下に冷却する。</li> <li>・連続測定し、記録する。</li> </ul>
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじんは、水で洗い落とし排水として処理する。</li> </ul>
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度は100ppm以下となるように運転する。</li> <li>・空気量・炉内温度等を調整する。</li> </ul>

基準項目	対応
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の測定・記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続測定・記録する。</li> </ul>
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度は10ng-TEQ/m<sup>3</sup> (On=12%) 以下となるように運転する。</li> <li>・一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように運転する。</li> </ul>
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類・ばいじん・窒素酸化物の濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類は1年に1回測定する。</li> <li>・窒素酸化物の濃度は2ヶ月に1回測定する。</li> <li>・ばいじんの濃度は6ヶ月に1回測定する。</li> </ul>
煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合の、当該水の飛散及び流出防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス冷却器及びベンチュリースクラバーからの排水は、ピットを經由して既設の中和処理装置に送り、処理する。処理水は、二次排水として鹿島臨海特定公共下水道を經由し、茨城県の深芝処理場へ送る。</li> </ul>
火災の発生防止と消火設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転員により異常がないか巡視する。</li> <li>・既存の屋外消火栓設備・消火器で対応する。</li> <li>・年に2回、法定点検を実施する。</li> </ul>
異常な事態が生じたときの措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な事態が生じた場合には、直ちに運転を停止する。</li> <li>・産業廃棄物が流出した場合は、直ちに回収する。</li> </ul>
定期的な施設の点検及び機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転員による日常点検を行う。</li> <li>・1年に1回、運転を停止し、総合点検を行う。</li> </ul>
産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転員による日常点検を行う。</li> <li>・異常を発見した場合には、直ちに処置する。</li> </ul>
構内の清潔の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全体の清掃につとめ、清潔を維持する。</li> </ul>
騒音・振動の発生防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運転員による日常点検を行う。</li> <li>・異常を発見した場合には、直ちに処置する。</li> </ul>
施設からの放流水の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水は工場の出口で管理する。</li> <li>・1年に1回、ダイオキシン類濃度の測定を実施する。</li> </ul>
施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録の作成と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検、検査その他の記録を作成し、3年間保存する。</li> </ul>